



http:// www.
okamoto-pat.jp/

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2017 DECEMBER / 200号

★ 中国 EC サイトにおける知財侵害★

タオバオ・アリババ等のネットショッピングに代表される中国の EC サイトには知財侵害品が多数出品されているといわれています。これらは正規製品の売上げを減少させるだけでなく、正規製品が築き上げてきた信用も失墜させる等の悪影響があります。対策はどうなっているのでしょうか。

1. 中国の侵害責任法第 36 条

中国の侵害責任法第 36 条は次のように規定しています。

「インターネットユーザー、インターネットサービスの提供者はインターネットを利用して他人の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。

インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して権利侵害行為を実施した場合、被権利侵害者はインターネットサービス提供者に対してリンクの削除、遮断、断絶等の必要措置を行うよう通知する権利を有する。インターネットサービスの提供者は通知を受け取った後、速やかに必要措置を行わなかった場合、損害の拡大部分についてインターネットユーザーと連帯責任を負う。

インターネットサービスの提供者はネットユーザーが当該インターネットサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知りながら必要措置を行わなかった場合、当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。」

2. EC サイト業者による知財侵害申立の受付

中国の EC サイトとしては、C to C（出品者が個人）の「淘宝（タオバオ）」や淘宝の B to C（出品者が法人）版である「天猫（T-Mall）」が有名です。これらのサイトでは知財侵害申立を受付、審査のうえ、侵害であることを確認すれば、当該 URL を削除し、申立対象者に処罰を与えます。処罰内容は程度により異なり、各種の制限設定から「永久閉店」まであります。

そのための手続としては、まず、タオバオ・アリババのプラットフォームでユーザー登録をし、さらに特許権・商標権等の権利の所有者であることを登録します。その上で、証拠を添付して侵害を申し立てる（これを「投訴」といいます）必要があります。

3. 裁判による救済

近年は投訴量が増加し、複雑化しているということで、EC サイト業者の対応も官僚的になっているようです。最近の実例では、5 頁にわたる比較分析と図解を付けて天猫に対して侵害申立をしたにもかかわらず、きちんと取り上げてもらえなかった原告が、侵害者と天猫に対して損害賠償を提起しました。裁判所は、侵害者に対し侵害の差止めと 15 万元の損害賠償を命ずると共に、天猫に対しても一部の損害賠償金 5 万元を侵害者と連帯して支払うように命じました。天猫は原告の起訴直後に侵害者の URL を削除していましたが、対応が遅れたので損害が拡大したと判断されました。